報告第21号

専決処分の報告について (市道前島南線穴ぼこによる歩行者転倒事故)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、 同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月4日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、損害賠償額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和7年7月2日

那覇市長 知念 覚

- 1 事 件 名 市道前島南線穴ぼこによる歩行者転倒事故
- 2 賠償の相手方

及び賠償額

相 手 方 那覇市前島在住

賠 償 額 30,271円

- 3 和解事項
- (1) 那覇市は、賠償の相手方に対し、那覇市の責任割合を3割として上記の 賠償額を支払う。
- (2) 那覇市と賠償の相手方は、本件事件に関し、上記賠償金のほか何らの債権債務のないことを確認する。